



2) 違法駐車および放置自転車防止の啓発

違法駐車や放置自転車は、歩行者や障害のある人の通行障害になるだけでなく、交通事故の原因につながったり、消防車や救急車などの緊急時防災活動に支障をきたしたりします。近隣の住民への迷惑や、営業妨害、都市の美観を損ねたりすることから、禁止区域内での看板やステッカーの設置や、新たに住民となられた際の周知チラシを配付します。

(3) 自転車駐車台数の確保

1) 駐車台数の需給調査

自転車の駐車利用が多い J R 草津駅および J R 南草津駅周辺において、民間を含めた既存の駐車状況と今後の利用動態を調査します。

2) 駐車スペースの環境整備

J R 駅周辺での非常に限られたスペースの中で、既存駐車場でのラック等の設置による自転車収容台数の増設や、公共空間を有効に活用した新たな駐車スペースの検討、民間の駐車スペースとの調整等により、駐車可能台数の増設を総合的に進めます。

(4) “快適”を感じる” 施策の計画

“快適”を感じる” 施策を以下の計画で実施していきます。

“快適”を感じる” 施策の計画

| 施策項目 | 具体的な取り組み | 計画期間 | |
|-------------|------------------------|-----------------|-----------------|
| | | 前期 | 後期 |
| | | H28 ～ H32 | H33 ～ H37 |
| 自転車の走行空間の整備 | 自転車ネットワーク計画の推進 | 実施 | |
| | 住民参加による自転車・歩行者安全マップの作製 | 準備 | 実施 |
| 放置自転車の削減 | 放置自転車の撤去 | 実施 | |
| | 違法駐車および放置自転車防止の啓発 | 実施 | |
| 自転車駐車台数の確保 | 駐車台数の需給調査 | 準備 | 実施 |
| | 駐車スペースの環境整備 | 準備 | 実施 |



4.4 基本方針④：「厳しさ」を感じる

(1) 違反者に対する指導、取締りの強化

警察署と連携した取締り

平成 26 年 7 月 1 日に市と警察署とで締結した相互連携に関する協定書に基づき、警察署と連携して自転車利用違反者に対して指導を行います。

(表)

指導警告票

- あなたの運転は以下の道路交通法違反に該当します。
- 草津市自転車の安全で安心な利用の促進に関する条例第 12 条第 1 項に基づき指導します。
- 今後は交通法規を守り、自転車の安全で安心な利用を心掛けてください。
- 信号無視 【3 箇月以下の懲役または 5 万円以下の罰金】
- 通行区分違反 (右側通行等) 【3 箇月以下の懲役または 5 万円以下の罰金等】
- 並進 【2 万円以下の罰金または料料】
- 一時不停止 【3 箇月以下の懲役または 5 万円以下の罰金】
- 無灯火 【5 万円以下の罰金】
- 二人乗り 【2 万円以下の罰金または料料】
- 通行方法違反 (歩道通行等) 【2 万円以下の罰金または料料】
- 携帯電話使用 【5 万円以下の罰金】
- イヤホン等使用 【5 万円以下の罰金】
- 傘差し運転 【5 万円以下の罰金】
- 飲酒運転
【酒酔い運転 : 5 年以下の懲役または 100 万円以下の罰金】
【酒気帯び運転 : 3 年以下の懲役または 50 万円以下の罰金】
- その他 ()

草津市

(裏)

自転車安全利用五則

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
 - ② 車道は左側を通行
 - ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
 - ④ 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
 - ⑤ 子どもはヘルメットを着用
- 【①の補足：自転車が歩道を通行できる場合】
※道路標識、標示により通行できるとされているとき
※児童、幼児、70 歳以上の高齢者または車道通行に支障がある身体障害者が運転するとき
※道路工事等のため車道の左側端の通行が困難な場合
※自動車等の通行量が著しく多く、道路幅が狭いため自動車等との接触の危険がある場合

自転車も交通事故を起こせば刑事上・民事上の責任を問われます！

- 刑事上の責任として、相手を死傷させた場合は「重過失致死傷罪」等に問われることがあります。
- 民事上の責任として、被害者に対する損害賠償の責任が生じます。

草津市自転車の安全で安心な利用の促進に関する条例 (抜粋)

(自転車安全安心利用指導員)

- 第 12 条 市長は、自転車に起因する事故および自転車の盗難を防止するため必要があると認められる場合には、自転車利用者に対し、指導を行うことができる。
- 2 前項の指導は、警察および地域交通安全活動推進委員と連携して行うものとする。
- 3 市長は、第 1 項に規定する指導を行わせるため、自転車安全安心利用指導員を置くことができる。

指導警告票 (草津市自転車条例施行規則様式第 1 号)



(2) 損害賠償事例の紹介、啓発

実際の自転車事故事例をもとに、啓発用チラシや自転車安全安心利用教室などにおいて損害賠償事例を紹介し、交通事故の恐ろしさや起こさないことの大切さについて啓発を行います。

【全国の損害賠償事例】

自転車事故判例 1 (歩道走行中の事故)

男子高校生が、地下鉄駅付近の通行者が多い歩道上を自転車で走行中、ハンドルが反対側から歩いてきた女性のショルダーバッグの肩紐に引っかかり、女性が転倒して負傷。 → 約 1,700 万円の損害賠償

自転車事故判例 2 (スピードの出し過ぎによる事故)

男性が夕方、ペットボトルを片手に下り坂をスピードを落とさず走行し交差点に進入。横断歩道を横断中の女性と衝突し、女性は3日後に死亡。 → 約 6,800 万円の損害賠償

自転車事故判例 3 (携帯電話操作中による事故)

女子高生が夜間、携帯電話を操作しながら無灯火で走行中、前方を歩行中の女性と衝突したことにより、歩行中の女性が重度障害。 → 約 5,000 万円の損害賠償

自転車事故判例 4 (信号無視による事故)

男性が昼間、信号表示を無視して高速度で交差点に進入し、青信号で横断歩道を横断中の女性と衝突。女性は11日後に死亡。 → 約 5,400 万円の損害賠償

自転車事故判例 5 (夜間無灯火による事故)

男子中学生が夜間、無灯火の自転車を走行中、対面歩行の女性と衝突したことにより、歩行中の女性が重度障害。 → 約 3,100 万円の損害賠償

自転車事故判例 6 (傘さし運転中による事故)

女子高生が傘をさしながら自転車で走行中に、T字路で他の自転車と出会い頭に衝突し、相手方は左大腿部を骨折。 → 約 500 万円の損害賠償



(3) 道路交通法違反、罰則の周知、徹底

1) 自転車安全安心利用教室の開催（スケアードストレート方式）

スタントマンによる自転車と自動車の事故を再現し、事故の怖さを実感させ、交通ルールを守る大切さや無謀な運転の危険性を学んでいただくスケアードストレート方式の教室を開催します。

（再現例）携帯電話使用中による事故 など



2) 自転車安全安心利用教室の開催（出前講座）

学校や地域企業等からの申し出により、自転車指導員を講師として派遣し、草津市における自転車事故の発生状況や自転車の安全利用、盗難防止、また道路交通法の内容について、図や絵、DVD を用いた教室を開催します。



3) 自転車安全安心利用教育マニュアルを活用した周知、徹底

自転車安全安心利用教育マニュアルを活用して、道路交通違反や罰則の周知、徹底を図ります。

(4) 市の広報媒体や公共施設等を利用した周知・啓発

市政情報を市民へお知らせする主要な媒体である「広報くさつ」をはじめ、市ホームページや Facebook、動画共有サービス YouTube の「くさつチャンネル」など、市の広報媒体の利用や、公共施設等でのチラシの設置などにより、損害賠償事例や道路交通法の違反および罰則、また「自転車は車の仲間」ということなどを周知・啓発します。



(5) “「厳しさ」を感じる” 施策の計画

“「厳しさ」を感じる” 施策を以下の計画で実施していきます。

“「厳しさ」を感じる” 施策の計画

| 施策項目 | 具体的な取り組み | 計画期間 | |
|------------------|------------------------------|-----------------|-----------------|
| | | 前期 | 後期 |
| | | H28 ～ H32 | H33 ～ H37 |
| 違反者に対する指導、取締りの強化 | 警察と連携した取締り | 実施 | |
| 損害賠償事例の紹介、啓発 | 各種交通安全に関する教室や交通安全教育での紹介・啓発 | 実施 | |
| 道路交通法違反、罰則の周知、徹底 | 自転車安全安心利用教室の開催（スケアードストレート方式） | 実施 | |
| | 自転車安全安心利用教室の開催（出前講座） | 実施 | |
| | 自転車安全安心利用教育マニュアルを活用した周知、徹底 | 実施 | |
| （各施策共通） | 市の広報媒体や公共施設等を利用した周知・啓発 | 実施 | |



4.5 基本方針⑤：「スマート」を感じる

(1) 自家用車等から自転車への利用転換の推進

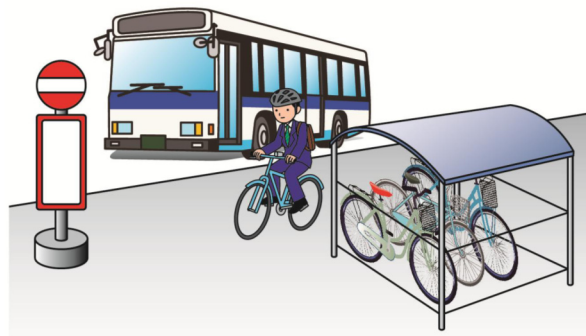
モビリティ・マネジメントによる自転車利用への誘導

公共交通機関と連携し、自動車に過度に依存したライフスタイルからの転換を図るため、徒歩、公共交通、自転車への転換を促すモビリティ・マネジメントを実施します。

(2) 公共交通機関へのアクセス性の強化

1) バス停留所周辺への自転車駐車場の整備

居住地から最寄りのバス停までが離れている市民のバス利用を推進するため、バス停留所周辺に自転車駐車場を設置し、サイクル&バスライドを利用できるように整備を検討します。



サイクル&バスライドのイメージ

2) サイクル&バスライドの推進

バス停留所周辺に設置した自転車駐車場を有効に活用するため、サイクル&バスライドの利用を推進し、自転車を活用した公共交通機関への利用転換を図ります。

(3) 自転車の有効活用の推進

自転車の保有有無を問わず、誰もがいつでも自転車を利用できるよう、サイクルポートを複数有するシェアサイクルや、レンタサイクルの整備の支援を検討します。

(4) 環境や健康にやさしい自転車利用の推進

エコ通勤の促進

公共交通利用推進等マネジメント協議会による「エコ通勤優良事業所認証制度」や、草津市地球温暖化対策実行計画における「低炭素型ライフスタイル・ワークスタイルの実践」などの普及啓発により、自転車利用による環境負荷の削減や、健康の増進を図ります。



(5) 市の広報媒体や公共施設等を利用した周知・啓発

市政情報を市民へお知らせする主要な媒体である「広報くさつ」をはじめ、市ホームページや Facebook、動画共有サービス YouTube の「くさつチャンネル」など、市の広報媒体の利用や、公共施設等でのチラシの設置などにより、自転車の有効活用や健康増進効果などを周知・啓発し、自転車利用への転換を図ります。

(6) “「スマート」を感じる” 施策の計画

“「スマート」を感じる” 施策を以下の計画で実施していきます。

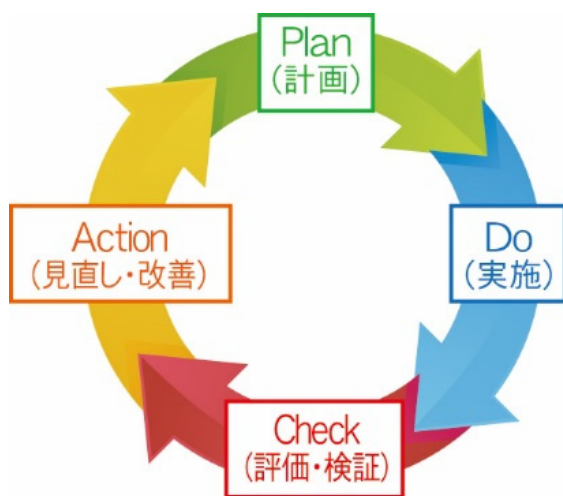
“「スマート」を感じる” 施策の計画

| 施策項目 | 具体的な取り組み | 計画期間 | |
|---------------------|--------------------------|-----------------|-----------------|
| | | 前期 | 後期 |
| | | H28 ～ H32 | H33 ～ H37 |
| 自家用車等から自転車への利用転換の推進 | モビリティ・マネジメントによる自転車利用への誘導 | 実施 | |
| 公共交通機関へのアクセス性の強化 | バス停留所周辺への自転車駐車場の整備 | 準備 | 実施 |
| | サイクル&バスライドの推進 | 準備 | 実施 |
| 自転車の有効活用の推進 | シェアサイクルやレンタサイクルの整備に向けた支援 | 準備 | 実施 |
| 環境や健康にやさしい自転車利用の推進 | エコ通勤の促進 | 実施 | |
| (各施策共通) | 市の広報媒体や公共施設等を利用した周知・啓発 | 実施 | |



5. 各施策の実施に向けて

自転車の安全で安心な利用の促進を図る施策（Plan）を総合的かつ計画的に推進するため、「自転車安全安心利用促進委員会」において、適宜実施（Do）された施策について、評価・検証（Check）を行い、見直し・改善（Action）に繋げるという、PDCAサイクルによる進捗管理を行うことで、各施策の実現を目指します。また、自転車安全安心利用促進委員会は毎年開催します。



| | |
|--------|-----------|
| Plan | 計画の策定 |
| Do | 施策の実施 |
| Check | 施策の評価・検証 |
| Action | 施策の見直し・改善 |



用語解説

自転車：

ペダルなどを用い、人の力によって運転する二輪以上の車で、レールを必要としないものをいう。JIS（日本工業規格）分類の中では、主に日常の交通手段として使用されるシティ車、ツーリング用として使用されるスポーツ車、折りたたみ構造が多いコンパクト車などの車種が、一般的である。また、駆動補助機付自転車（一般的にいう電動アシスト自転車）については、内閣府令で定める基準に該当するものに限る。

なお、身体障害者用の車いすや、小児用の車（一般的な乳母車、小児の自転車など）、自転車等を押して歩いている者などは、「歩行者」とみなされる。

普通自転車：

車体の大きさ、構造が次の基準を満たす二輪または三輪の自転車で、他の車両をけん引していないもの。

- ①長さ 190cm 以内および幅 60cm 以内。
- ②側車をつけていない。（補助輪は除く）
- ③運転者席が一つで、それ以外の乗車装置がない。（幼児用座席は除く）
- ④ブレーキが、走行中簡単に操作できる位置にある。
- ⑤歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がない。

なお、「普通自転車歩道通行可」の規制が実施されている歩道を通行できる自転車は、普通自転車に限られる。

エコ通勤優良事業所認証制度：

公共交通利用推進等マネジメント協議会により、エコ通勤に関して高い意識を持ち、エコ通勤に関する取り組みを積極的に推進している事業所を認証・登録し、その取り組みを国民に広く紹介する制度のこと。特に優秀な取り組みを行っている事業所は、国土交通大臣表彰に推薦される。

モビリティ・マネジメント（MM）：

ひとり一人の移動（モビリティ）が、渋滞や環境、また健康等の問題に配慮して、過度に自動車に頼る状態から、公共交通や自転車などを適度に利用する方向へと自発的に転換することを促す、コミュニケーション施策を中心とした一連の取り組みのこと。



サイクル&バスライド：

出発地点（自宅等）からバス停まで自転車でいき、バス停付近に設置している自転車駐車場に自転車をとめて、バスに乗り換えて駅や目的地へ向かうシステムのこと。

サイクルポート：

自転車を駐車するためのスペースのこと。自動車の車庫と同じく、屋根付きにする場合もある。

自転車通行環境整備モデル地区：

自転車通行環境整備の模範となる事業を実施することにより、整備上の課題と対策を検証し、自転車通行環境整備の戦略的展開を図ることを目的として、平成 20 年 1 月に国土交通省と警察庁が指定した全国 98 地区のこと。道路管理者と都道府県警察が連携して自転車道、自転車専用通行帯等の整備を推進している。

シェアサイクル：

自転車貸出返却所（自転車ステーション）を設けて自転車を共有するシステムのこと。

自転車安全利用 5 則：

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る
飲酒運転・二人乗り・並進の禁止、夜間はライトを点灯
交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
5. 子どもはヘルメットを着用

「自転車運転者講習」受講義務：

【対象となる危険行為の概要】

1. 信号無視
2. 通行禁止違反
3. 歩行者用道路における車両の義務違反
4. 通行区分違反
5. 路側帯通行時の歩行者の通行妨害
6. 遮断踏切立入り
7. 交差点安全進行義務違反等
8. 交差点優先車妨害等
9. 環状交差点安全進行義務違反等
10. 指定場所一時不停止等
11. 歩道通行時の通行方法違反
12. 制動装置（ブレーキ）不良自転車運転
13. 酒酔い運転
14. 安全運転義務違反



【対象者】

過去3年以内に、2回以上の危険行為を繰り返す自転車運転者

【罰則】

命令を受けてから3か月以内の指定された期間内に受講しないと5万円以下の罰金が科せられる。

スケアードストレート方式：

スタントマンによる交通事故再現のこと。見ている人に「事故の恐ろしさ」や「交通ルール違反はなぜ危険なのか」などについて視覚的に訴え、交通ルールを遵守することがいかに大切かということを学習してもらうことを目的としている。

スマート：

気のきいた、抜け目のない、流行の、賢明なという意味。

バリアフリー：

障害者や高齢者の生活に不便な障害を取り除こうという考え方。道や床の段差をなくしたり、階段のかわりにゆるやかな坂道を作ったり、電卓や電話のボタンなどに触ればわかる印をつけたりするのがその例。

ピクトグラム：

絵文字、絵言葉のこと。図記号(graphic symbol)の一種。表現対象である事物や情報から視覚イメージを抽出、抽象化し、文字以外のシンプルな図記号によって表したもの。

輻輳(ふくそう)：

物が1か所に集中し混雑する様態のこと。

レンタサイクル：

ある一つの拠点で、自転車を借りたり返したりできるサービスのこと。

PDCAサイクル：

Plan(計画)、Do(実施)、Check(評価・検証)、Action(見直し・改善)の頭文字を揃えたもので、計画、実施、評価、見直しの流れを次の計画に活かしていくプロセスのこと。

草津市自転車安全安心利用促進計画

平成 28 年3月

草津市都市計画部交通政策課

〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目 13-30

TEL 077-561-2343 FAX 077-561-2486

E-mail kotsu@city.kusatsu.lg.jp

ウェブサイト <http://www.city.kusatsu.shiga.jp/>

